

諮問番号：行政不服審査諮問第18号

答申番号：川情審査行服答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が、令和4年4月18日付、請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った国民健康保険税減免変更処分（以下「本件処分」という。）について、請求人が同年5月25日に提起した審査請求（令和4年度（審）第2号。以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが妥当である。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、令和3年7月8日付けで、処分庁に対して国民健康保険加入の届出を行い、同年4月1日に遡って資格を取得した。
- 2 処分庁は、請求人の世帯の世帯主に対して、令和3年7月21日付けで納税通知書を送付することにより国民健康保険税（以下「保険税」という。）の賦課決定処分を行った。また、当該賦課決定処分は、第1期の納期限が到来した後に行われたため、第1期の賦課額を0円とし、第2期から第8期の各納期において、12か月分を7回に分割して賦課した。
- 3 請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少していたため、令和3年12月に、処分庁に対して減免の申請を行った。
- 4 処分庁は、令和4年1月21日付けで本件減免処分を行った。本件減免処分に係る通知書に、減免前課税額は310,100円と、減免額は132,000円と、減免後賦課額は178,100円と記載されていた。
- 5 請求人は、社会保険の被保険者の資格を取得したため、令和4年3月19日付で処分庁に対して届出を行い、同年3月1日に遡って資格を喪失した。
- 6 処分庁は、請求人が資格を喪失したことに伴い、令和4年4月18日付けで、本件処分を行った。本件減免変更処分に係る通知書には、減免前課税額は284,200円と、減免額は106,100円と、減免後賦課額は178,100円と記載されていた。

- 7 請求人は、本件減免変更処分に係る通知書を確認したところ、令和4年3月に遡って資格を喪失したにもかかわらず減免後賦課額に変更がなかったことから、令和4年5月23日に、処分庁に対して問い合わせをしたところ、3月分の保険税は第8期の税額で調整しているため減免後賦課額に変更がない旨の説明を受けた。
- 8 請求人は、資格を喪失したにもかかわらず保険税の返金がないこと及び請求人に対する処分庁の減免の説明に誤りがあったことに納得できないとして、処分庁に対して、令和4年5月25日付け、本件処分について資格を有していなかった期間である令和4年3月分に係る保険税の額の一部に当たる14,800円の返金を求めるものである。

第3 請求人の主張

- 1 令和4年3月分の社会保険料は、新たに加入した社会保険に支払っていることから、同月分の保険税が減額となるのか処分庁に問い合わせをしたところ、第8期の税額の44,000円の中で調整する旨の回答を受けた。しかし、同月分の保険税が第8期の税額に当たることについて、ホームページにも、処分庁から送付された減免通知書にも、その同封物にも記載がない。
- 2 なぜ、年間の保険税を各期別に分割して納付しているにもかかわらず、減免が適用されている第8期の税額からのみ令和4年3月分の保険税を引くことができるのか。
- 3 第8期の税額は、納期限が令和4年2月28日なので、同年3月分の保険税には当たらない。
- 4 年度途中で資格を喪失した場合の保険税の徴収に関する規定がないのであれば、令和4年3月分の保険税は納期の数で分割して各納期の税額から引くべきである。

令和4年3月分の保険税の額の25,900円を納期の数である7で分割すると3,700円となる。この額を令和3年度の第2期から第8期までの各税額から引くと、第6期から第8期までは、減免が適用されることから過納額は生じないが、第2期から第5期までは減免が適用されず、社会保険加入前の税額は、第2期が46,100円、第3期から第5期までが各44,000円とされているので、それぞれの税額から3,700円を引くと、合わせて14,800円の過

納額が生じる。

5 よって、14,800円の返金を求める。

6 川口駅前行政センターにおいて資格の取得に係る届出を行った際に、減免できない旨の説明を受けた。しかし、実際には令和3年12月末に減免の申請を行うことができた。早い段階で減免の申請を行うことができていれば、苦労をせずに保険税を納付することができた。

第4 処分庁の主張

1 被保険者が資格を喪失した場合の保険税の減額については、世帯の中の資格を有している者全てが資格を喪失した場合において、全ての納期の納期限が経過しているときは、最後の納期である第8期の税額から減額することとしている。

2 請求人においては、世帯の中で資格を有している者全てが資格を喪失していること及び資格喪失の手続を行った日以後に納期限が未到来の納期がないことから、資格喪失による減額分である25,900円を第8期の税額から減額し、減免前の保険税の額は284,200円となった。

さらに、川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号。以下「条例」という。）及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度国民健康保険税の減免に関する要領（以下「本件要領」という。）に基づき、減免の申請日以後に納期限が到来する第6期以降の分の保険税の納税義務が免除された。

3 請求人は、令和4年3月に社会保険に加入したことにより第8期の保険税が減額となったが、減免の対象となる納期は、あくまで減免の申請日以後に到来する納期であることから、第6期から第8期の納税義務は免除されるが、第2期から第5期までは免除されず、保険税に変更がないため、減免額は減少するが減免後の賦課額には変更はない。

以上のことから、本件減免変更処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 請求人は、川口駅前行政センターにおいて、減免できない旨の説明を受けたと主張するが、川口駅前行政センターの職員が、減免の可否を判断することはない。

また、請求人は、第6期の納期限までに減免の申請を行ったため、第6期以降

の保険税のみが減免の対象となったが、処分庁から請求人に対して、令和３年７月２１日付けで、令和３年度国民健康保険税納税通知書（以下「納税通知書」という。）を送付している。その納税通知書には減免に関するリーフレットを同封しており、さらに、令和３年８月１０日に国民健康保険課にて減免の案内を行っている。加えて、広報かわぐち令和３年７月号及び川口市ホームページに減免の案内を掲載し、周知を行っている。

以上のことから、請求人は、令和３年８月３１日までに減免の申請を行うことは十分に可能であったと考えられる。

第５ 審理員意見書の理由の要旨

１ 本件減免変更処分の違法性及び不当性について

（１）地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７１７条

は、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において保険税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより保険税を減免することができるとしている。

これを受けて、条例第２６条第１項第５号は、市長は、特別の事由がある者のうち、必要があると認めるものに対し保険税を減額し、又は免除することができるとしている。

減免は、納税義務者の担税力の減少その他納税義務者個人の事情に着目して行う必要があることから、一旦発生した納税義務を条例の定めるところにより解除するものであり、減免の判断は、処分庁の合理的な判断に委ねられていると解される。

したがって、本件減免変更処分が違法又は不当と評価されるのは、処分庁の判断に裁量権の逸脱や濫用があると認められる場合又は裁量権の逸脱や濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使がある場合に限られる。

（２）次に、本件減免変更処分について検討する。

処分庁が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対して減免を行うに当たっては、多くの申請が見込まれるため、減免の対象となる世帯の判定や減免額の算定等を行う際に、合理的に事務を処理することが必要であることから、処分庁は本件要領を作成し、本件要領に基づいて減免の事

務を処理している。

本件要領第3条は、減免額を算定する過程で、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額を用いることとしている。

また、本件要領第4条は、減免の対象となる保険税は、令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものとしている。

- (3) このことから、請求人が被保険者の資格を喪失した後の減免額を算定するためには、資格を喪失した後の保険税を改めて算定し、各納期に税額を割り振り、その結果、各納期の納期限が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているか確認する必要がある。

本件処分では、当初に課税されていた310,100円について、第2期から第8期の納期限を設定しているが、各納期は、それぞれ当該期間内に設定されている。そして、第8期の税額から3月分の保険税である25,900円を減額している（第8期から3月分を減額したことについては2で後述する）。

- (4) 次に、減免額を算出する。条例第26条第2項は、減免を受けようとする者は納期限までに申請書を市長に提出することとしており、また、本件要領第5条は、保険税の減免の対象は申請書受理後到来する納期以後の保険税としているところ、請求人は令和3年12月に減免の申請書を提出していることから、申請日以降に納期が定められている第6期から第8期までの保険税である106,100円について減免の対象となる。

よって、減免後賦課額は、第2期から第5期と、減免後の第6期から第8期までの税額の合計である178,100円となるが、これは、条例及び本件要領に従って算定されたものである。

- (5) 次に、本件要領の合理性について検討する。本件要領は、減免の対象となる世帯を判定する上で、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少していることを要件のひとつとする等、収入状況に応じて減免の可否や減免額の算定を行うことを定めていることから、担税力の薄弱な者を救済しようとする法の趣旨に沿ったものと認められる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して保険税を減免することにより生じる保険者の減収については、国から各保険者に対して財政支援がなされている。その財政支援の算定基準については、新

型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について（令和３年３月１２日付事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村税課通知。以下「国通知」という。）で示されており、本件要領は、国通知の別紙１の２交付額の算定の基礎となる減免基準に即したものとなっている。これは、国民健康保険事業の財政面の安定を図るために財政支援を受ける必要があることに鑑みると、国通知の算定基準に即して減免額の算定等を行ったとしても、一定の合理性を認めることができる。

以上のことから、本件減免変更処分には、違法又は不当な点はない。

2 ３月分の税額を第８期の税額から減額することについて

地方税法（徴収関係）の取扱いについて（平成元年１０月１日付自治税企第４１号旧自治省税務局長通達）第９・１・（２）は、地方団体の長が還付する過誤納金とは、賦課の取消し等の理由により調定額が減少したため、収入済額が調定額を超過することとなった場合における超過納付額としており、この収入済額及び調定額は、各納期の税額の合計を指していると解される。これは、過誤納金が発生した場合の還付加算金の計算において、各納期の納付日の翌日を計算の始期とするため、各納期から減額し各納期に過誤納金が生じることとすると、最後の納期から減額した場合と比較し、還付加算金の額が大きくなりうることが理由であると思料される。

処分庁は、最後の納期である第８期から３月分を減額しているが、この方法を採用することにより、各納期における収入済額が各納期において納付すべき税額を超えただけでは、超過納付額は生じず、収入済額が調定額を超えた場合に超過納付金が生じることとなる。これは、法第１７条の４第３項に規定する還付加算金の計算期間の始期についての考え方とも一致する。

請求人の主張を採用した場合、収入済額が調定額を超えなくとも、第２期から第５期までに超過納付額が生じることとなる。

以上のことから、３月分の税額を第８期から減額することに不合理な点は見当たらず、違法又は不当な点はない。

3 令和３年７月における川口市職員から請求人に対する減免の説明について

請求人は、川口駅前行政センターにおいて資格を取得する届出を行った際に、減免できない旨の説明を受けたことが原因で減免の申請が遅れたため、保険税の

納付に苦勞したことを主張する。

しかし、請求人が、川口駅前行政センターの職員から減免できない旨の説明を受けたと認める証拠はない。

また、処分庁は、減免制度を周知するためのリーフレットを作成し、納税義務者へ送付する納税通知書に同封している。このリーフレットには、「新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、令和3年度国民健康保険税が減免となります。」との見出しが付されており、一見して、減免制度が設けられていることを理解できるものとなっている。また、保険税の減免の対象となる者、提出書類、申請方法等について詳細に記載がなされている。

さらに、処分庁は、川口市の公式ホームページや広報紙に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する保険税の減免について掲載し、制度の周知に努めている。

以上のことから、請求人は、令和3年12月に減免の申請を行ったが、それ以前から減免制度について把握する機会を有していたと考えられ、請求人の主張は、本件審査請求の結論を左右する事情とはならない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

年 月 日	経過
令和4年8月30日	諮問
令和4年9月12日	審査
令和4年10月18日	審査庁及び処分庁から意見聴取・審査
令和4年12月6日	審査庁及び処分庁から意見聴取・審査
令和5年2月8日	審査
令和5年4月5日	審査
令和5年6月29日	審査
令和5年8月21日	審査
令和5年10月23日	審査

令和5年11月27日	審査
令和6年1月22日	審査
令和6年2月7日	審査
令和6年4月3日	審査
令和6年6月17日	審査

第7 審査会の判断

1 請求の利益について

- (1) 本件は請求人の妻である〇〇 〇〇に対する本件処分についての不服申立である。
- (2) 本件処分は、世帯主に対して課税処分がなされるものであるが、本件記録によれば、当該保険税は請求人が国民健康保険に加入することにより発生したものであり、法律上世帯主である妻に課税がなされているとしても、その実質的保険税は請求人本人を被保険者とし、請求人本人の収入に基づいて算定された金額であることが認められる。
- (3) よって、請求人は、行政不服審査につき「請求の利益」があるものとして認められる。

2 請求人の請求について

- (1) 請求人は、審査請求書の請求の趣旨においては、「3月分の保険税の返金」とされ、その審査請求の趣旨（補足）では、「3, 700×4の14, 800円の返金を求めます」とされている。
- (2) しかしながら、行政不服審査請求においては、処分の取消しや変更を求めることはできても、その処分の取消しによる金員の返還については、その取消処分によって処分庁が返還するかどうかはともかくとして、本審査会において、その支払を命じることはできない。
- (3) ただ、本件審査請求については、その返還請求権の発生原因となる処分庁の行った本件処分について不服があると考えられ、本審査会においては、本件処分につき、その違法性または不当性を審査することとする。

3 審査会が認定した事実

- (1) 請求人は、勤務していた会社を令和3年3月31日をもって退社したことから、令和3年7月、処分庁に国民健康保険への加入の届出をした。

- (2) これに対し、処分庁は、同年7月21日付で、同年4月1日に遡って国民健康保険組合への加入手続をするとともに、保険税額を310,100円とし、これを7期に分けて支払う旨の国民健康保険納税通知書を送付した。
- (3) 請求人は、令和3年12月22日付けで、処分庁に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したため、減免申請を行った。
- (4) これにつき、処分庁は減免額を132,000円、保険税額を178,100円とする通知を行った。
- (5) 請求人は、社会保険の被保険者の資格を取得したため、令和4年3月19日付けで、処分庁に対して届出を行い、同年3月1日に遡って国民健康保険の被保険者の資格を喪失した。
- (6) 処分庁は、請求人が国民健康保険の被保険者の資格を喪失したことに伴い、令和4年4月18日付けで減免額を106,100円に変更する本件処分を行った。
- (7) これに対し、請求人は資格を喪失した令和4年3月分の保険税を第8期から減額とする本件処分は、違法又は不当であるとして本件審査請求を申し立てた。

4 判 断

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第717条は、地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において保険税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより保険税を減免することができるとしている。

これを受けて、条例第26条第1項は、市長は、特別の事由がある者のうち、必要があると認めるものに対し保険税を減額し、又は免除することができるとしている。また、川口市は、新型コロナウイルス感染症による影響により収入が減少する世帯に対する減免については、本件要領を定め、これに従ってなされることになっている。

- (2) 保険税の減免については、法律においては「特別の事由がある者」、条例においては「特別な事由がある者」として、いずれも具体的な事情は規定していないものの、これは減免というものが当該納税義務者それぞれの個別の事情によって、一旦発生した納税義務を解除するものであるから、その減免が処分庁の

裁量によってなされること自体相当なことである。

このため、その減免処分が違法または不当であるか否かは、処分庁の判断に裁量権の逸脱や濫用が認められるか否かによることになる。

- (3) まず、減免額については、条例第26条第2項に基づき、市長に減免申請書が提出され、また、その減免の期間は本件要領第5条に基づき、それが受理された後に到来する納期以後の保険税とされている。

本件において、請求人は令和3年12月に減免の申請書を処分庁に提出し受理され、保険税が132,000円減額され保険税額は178,100円となった。その後、請求人が令和4年3月に国民健康保険から脱退したことにより、106,100円が減免の対象となった。これにより、第2期から5期と減免後の第6期から8期までの税額の合計は178,100円となる。また、これにつき3月分の税額を第8期から減額することについても、その算定や方法にいずれも違法または不当な点はない。

なお、本件要領の定めについても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、減免を行う際の事務の合理化のために定められたものであって、この要領の定めとこれに基づく本件減税額の算定方法に違法または不当は認められない。

- (4) よって、処分庁の本件処分に裁量の逸脱や濫用は認められず、違法性ないし、不当な点はなく、請求人の請求は理由がない。

- (5) なお、請求人は、令和3年7月に川口駅前行政センターにおいて、川口市職員より国民健康保険税が減免できない旨の説明を受けたと主張している。

しかしながら、処分庁では、当時から減免制度を周知する旨のリーフレットを作成し、それを納税義務者に対する納税通知書に同封の上、郵送し、周知に努めていることが認められ、他に請求人の主張事実を認める証拠もなく、請求人の主張には理由がない。

第8 結論

以上のとおり本件審査請求は理由がないと認められるので、第1審査会の結論のとおりに棄却するのが妥当である。

令和6年6月17日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊